

ギャンブル等への のめり込みによる借金の場合、 安易な肩代わりはやめましょう。

- ギャンブル等依存症は精神疾患の1つです。ギャンブル等をしたことのある人であれば、意思の強弱に関係なく、誰でもなり得るもので、自分の意思ではやめられない状態になってしまいます。
- ご家族が借金の肩代わりをする、病気を理解しないまま借金の返済を進めると適切な治療・診断に結びつかず、逆に新たな借金を作ってしまったたり、病気の回復を妨げてしまうことがあります。
- ギャンブル等依存症については、医療・相談機関（お住まいの地域の保健所・精神保健福祉センター等）に、借金返済については、お住まいの都道府県・市区町村や最寄りの財務局に相談しましょう。
- 本人が回復の必要性を自覚するまでには時間がかかることから、ご家族だけでも相談できますので、周囲の方が専門の機関に相談して、「適切なサポート」の仕方を知ることからはじめましょう。

お問い合わせ先

依存症の相談機関や基礎知識などは
依存症対策全国センター（NCASA）の
ホームページをご覧ください。



依存症対策全国センター

<https://www.ncasa-japan.jp/>

GA（ギャンブラーズ・アノニマス）【当事者】
046-240-7279

（公社）ギャンブル依存症問題を考える会
03-3555-1725

ギャマノン【家族・友人】
03-6659-4879

（NPO）全国ギャンブル依存症家族の会
090-1404-3327

貸付自粛制度について

浪費やギャンブル等依存症による借金により、ご本人やそのご家族の生活に支障を生じさせるおそれがある場合、日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターに自らを自粛対象者とする旨を申告することで、貸付自粛情報が信用情報機関に登録され、信用情報機関の会員に貸付自粛情報を提供する制度です。

※申告できるのは原則ご本人のみです。

日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターのどちらかへ申告することで、3つの信用情報機関（㈱日本信用情報機構（JICC）、㈱シー・アイ・シー（CIC）及び全国銀行個人信用情報センター）に、貸付自粛情報が登録されます。銀行・貸金業者等は、貸付自粛情報を、契約者（申込者）の支払能力に関する調査のために利用します。



お問い合わせ先

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

ナビダイヤル 0570-051-051

日本貸金業協会



<https://www.j-fsa.or.jp/personal/trouble/way/>



全国銀行個人信用情報センター

フリーダイヤル 0120-540-558

TEL（携帯電話から） 03-3214-5020

全国銀行協会



<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/selfcontrol/>



リサイクル適性[®]
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

肩代わり・借金・ローン
ギャンブル依存・債務・ヤミ金融など



借入れ・ローンの返済などにお困りの方は
こちらのリーフレットをご覧ください。

金融庁
Financial Services Agency

多重債務問題で困っても、 ヤミ金融には絶対に 手をださないで。



正規の貸金業者とは、
国（財務局）・都道府県で
貸金業登録を受けています。

※SNSなどを通じた個人間でのお金の貸し借りや、
給与ファクタリング、後払い（ツケ払い）現金化にお
いては、ヤミ金融業者による違法な貸付けや、個人
情報の悪用などの犯罪被害やトラブルに巻き込ま
れる危険性があります。

ヤミ金融の手口は巧妙で手が込んでいます。
実際の被害や手口、ヤミ金融業者の情報を
確認し、被害にあわないようにしましょう。

日本貸金業協会



[https://www.j-fsa.or.jp/topics/
association/dark_finance.php](https://www.j-fsa.or.jp/topics/association/dark_finance.php)

ヤミ金融から連絡があっても、
毅然とした態度で、
無視しましょう。



※連絡を取ることが
あなたの情報を
与えることになります。

もし被害にあってしまったら
一人で悩まず、まず相談。

悪質業者の被害にあった時は、
「日本貸金業協会」、
「都道府県庁の相談窓口」、
「消費生活センター」、「警察」などに
すぐに連絡してください。



多重債務に関するお問い合わせ先

一般消費者向け相談窓口

東北財務局 福島財務事務所 理財課	024-533-0064
福島県消費生活センター	024-521-0999
消費者ホットライン ※お近くの市区町村・関係機関等の相談窓口の連絡先を案内します。	188
法テラス・サポートダイヤル ※IP電話をご利用の場合：法テラス福島	0570-078374 050-3383-5540
福島県弁護士会「法律相談センター」	
福島支部 024-536-2710	郡山支部 024-936-4515
いわき支部 0246-22-1320	会津若松支部 0242-27-0264
白河支部 0248-22-3381	相馬支部 0244-36-4789
福島県司法書士会総合相談センター	0120-81-5539

事業者向け相談窓口

東北財務局 福島財務事務所 理財課	024-533-0064
福島県商工会連合会	024-525-3411
商工会議所	
福島 024-536-5511	郡山 024-921-2600
会津若松 0242-27-1212	いわき 0246-25-9151
白河 0248-23-3101	原町 0244-22-1141
会津喜多方 0241-24-3131	相馬 0244-36-3171
須賀川 0248-76-2124	二本松 0243-23-3211
法テラス・サポートダイヤル ※IP電話をご利用の場合：法テラス福島	0570-078374 050-3383-5540
日本弁護士連合会ひまわり中小企業センター ひまわりほっとダイヤル ※電話で受付、面談による相談 ※地域により無料相談実施状況が異なりますので、 お電話の際にご確認下さい。	0570-001-240
福島県司法書士会総合相談センター	0120-81-5539

■ 法テラスについて

法テラスは、国が設立した公的な法人です。全国の法テラス事務所では、収入や資産が一定基準以下であるなどの条件を満たした個人の方を対象に無料法律相談を実施しています。

市区町村の相談窓口

福島市	消費生活センター	024-522-7867 (多重債務110)
会津若松市	消費生活センター	0242-39-1228
郡山市	消費生活センター	024-921-0333
いわき市	消費生活センター	0246-22-0999
白河市	消費生活センター	0248-22-1133
須賀川市	須賀川市消費生活相談室	0248-88-9132
喜多方市	消費生活センター	0241-24-5353
相馬市	生活環境課	0244-37-2144
二本松市	消費生活センター	0243-24-7200
南相馬市	南相馬市消費生活相談室	0244-24-5230
伊達市	消費生活センター	024-574-2233
本宮市	防災対策課	0243-24-5366
国見町	産業振興課	024-585-2238
大玉村	住民生活課	0243-24-8091
鏡石町	税務町民課	0248-62-2112
天栄村	住民課	0248-82-2114
田村市	消費生活センター	0247-61-5009
石川町	石川地方消費生活相談室	0247-57-6872
会津美里町	会津美里町・両沼地域消費生活相談室	0242-54-2920
南会津町	住民生活課	0241-62-5054

金融庁のホームページでも
多重債務問題について掲載しています。

[https://www.fsa.go.jp/
policy/kashikin/](https://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/)

金融庁 多重債務



■ 司法書士について

司法書士は、破産申立書等の書類を作成し、この事務について相談に応じることができます。
認定司法書士は、個別の債権ごとの価額が140万円以下であれば、代理人として任意整理等の交渉をすることができます。